

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

### 1 日 時

令和4年3月11日（金）  
開会 9時30分  
閉会 10時34分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、富樫健二委員、大森達也委員、栗須百合香委員、  
北野誕生委員  
欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘  
次長（教職員担当）山本健次、次長（学校教育担当）諸岡伸、  
次長（育成支援・社会教育担当）佐脇優子、次長（研修担当）水野和久  
教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 森将和  
教育政策課 課長 大屋慎一、課長補佐兼班長 一尾哲也、主査 加藤久幸  
教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司、  
教職員課 課長 野口慎次、課長補佐兼班長 古市直之、班長 水谷匡利  
主任 岡田登  
福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明  
高校教育課 課長 井上珠美、充指導主事 上村峰生  
保健体育課 課長 奥田隆行、充指導主事 與谷慎穂

### 5 請願陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 3	生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める 請願について	一部採択
請願 4	部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願 について	不採択

### 6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第45号	専決処分の承認について（令和3年度三重県一 般会計補正予算（第20号））	原案可決

議案第46号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案

原案可決

## 7 報告題件名

- 報告1 三重県教育委員会における障がい者雇用について
- 報告2 技能教育施設の指定内容の変更について
- 報告3 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（2月15日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、請願3、請願4を審議した後、報告1から報告3の報告を受け、議案第45号から第46号を審議することを決定する。

### ・審議事項

#### 請願3 生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願3 生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。令和4年3月11日提出 三重県教育委員会  
教育長

まずは、3ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介がありましたとおりです。

「1 請願の要旨」では、3点求めています。1点目は、公立学校において、生徒に対して部活動への入部の強制が行われないこと。2点目は、外部団体である高体連等への加入の強制が行われないこと。3点目は、その見直した考え方について、県内全市町教育委員会に示すこと、を求めています。

「2 請願の理由」ですが、1点目につきましては、この段落の2行目から4行目にか

けて、「学習指導要領は法的拘束力を有するものであることから、どれほど部活動に意義があったとしても、生徒たちを強制的に入部させてはなりません。」とあります。また、2段落目の3行目から5行目にかけて、「部活動への入部を強制されれば、相当な時間を部活動に費やさざるを得なくなる場合が出てきます。休息や余暇を十分に取れなかったり、文化的な生活や芸術等に十分に参加できなくしてしまうことになる場合も出てきます。」とあります。また、4ページをご覧ください。4ページの11行目には、「部活動を「する・しない」の選択権を生徒たちが適正に行使できるようにしなければならない」と記載しています。2点目につきましては、4ページ、2段落目の3行目、最後の行の方ですが、「高体連等の任意団体への加入は生徒の意思に基づいて行われるという本来の形にしていくことが必要である」と記載されています。

それでは、1ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対して、教育長の意見を一番右の欄に記載してあります。

1点目につきましては、部活動は、学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とあります。県立学校の中には、人間関係を構築したり、仲間とともに目標に向かってやり遂げる活動の機会とするため、全員もしくは1年生に限って部活動または文化部の加入を求めている学校があります。入部後の活動を強いているわけではありませんが、自主的、自発的な参加とする学習指導要領の趣旨としては適切ではないため、任意での加入とするよう徹底していきます。

2点目につきましては、県高等学校体育（文化）連盟では、大会やコンクール等を開催し、生徒が活動の成果を出す場として、参加することによって、成果や課題を確認したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、意義深いものとなっています。さらに、在籍する学校に対象の部活動がなく、スポーツクラブ等の外部団体で活動している生徒が、県高等学校体育（文化）連盟の主催する大会に参加できるよう配慮しています。こうした教育活動の充実を図るため、各学校が県高等学校体育（文化）連盟に加盟するものであり、生徒個人が加入するというものではありません。

3点目につきましては、また、部活動の加入については、「三重県部活動ガイドライン」で自主的、自発的な参加であることを記載しており、当該ガイドラインを各市町教育委員会に示しています。

以上のことから、本請願は「外部団体である、高体連等への加入の強制が行われないこと」、「その見直した考え方について、県内全市町教育委員会に示すこと」については不採択といたしたい。また、「公立学校において、生徒に対して部活動への入部の強制が行われないこと」については採択といたしたい。ということです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

#### 【質疑】

教育長

請願3はいかががでしょうか。

富樫委員

見直した考え方について、県内市町教育委員会に示すことは不採択なんですけれども、公立学校において生徒に対して部活動の入部の強制が行われないことに関しては採択ということで、これはもうすでにガイドラインに提示しているので、もう示すことはしないということによろしいのでしょうか。

奥田課長

はい。市町教育委員会等に対しては。

富樫委員

ですけれども実際にはそれをしている高校等もあるわけなんですよ。強制入部みたいなのを。

奥田課長

全員加入としている学校はあります。

富樫委員

これに対しては何かこう、またご指導がいくというような。

奥田課長

例年5月に調査等をしておりまして、その結果を見まして、指導をしているところで

富樫委員

それからこれは高校だけなんですかね、中学校のほうにはガイドラインが出てるので、中学校の方の加入状況とか、高校以上に強制加入的なのが行われているようにも思うんですけれども、そこらへんもガイドラインを示して、そういった調査によって、ご指導がされるということによろしいですか。

奥田課長

今回のこの件に対しては、高等学校に対してということで。

富樫委員

そうですか。この請願書のオリジナルを見るとですね、「実際には県内公立中学校・高等学校では生徒たちに」って書いてあるんですけれども、中学校の方はここでは使わないというような。

奥田課長

そうですね、直接的な指導としまして、高等学校に。

富樫委員

県立のみというような形で。

與谷充指導主事

現在ですね、三重県のガイドラインを各市町教育委員会に示しまして、市町教育委員会も、それぞれでガイドラインを作成して、その指導にしていっていただいておりますという状況なものですから、県教育委員会としましては、すでにガイドラインを示し、市町もそれに、そのことで対応していただいておりますということになります。

富樫委員

わかりました。市町が市町のほうでやっているというようなことで、はい。

與谷充指導主事

先ほどの部活動の加入のことにつきましては、課長の方から申し上げましたとおり、以前に調査もしてまして、現在もその該当県立学校に対しては、もう任意加入にするように徹底しておりますところでは。

教育長

県立高校で、1年生あるいは全学年を、どれかを選んで加入をするようにしている高校があると。それは、学習指導要領に照らしても、適切じゃないということですかね。そこは改めるように徹底するっていうことで、もうすぐ新1年生が入ってきますよね。まだ、そこへの対応はどんなふうにするんですか。

與谷充指導主事

4月に新1年生が入ってきますが、任意加入とするように学校にはもう伝えております。

教育長

3月中っていうか、もうすぐ合格者説明会とかで、部活動のことも多分説明あるかもわかりませんが、その時に、入ってくる生徒に同じような指導というか同じような対応がなされないように、きちんと徹底するっていうことでいいですか。

與谷充指導主事

はい。任意加入となるように、徹底してくださいというふうに各学校には指導しております。

教育長

さっきだとちょっと5月にまた調査をしてっていうふうには聞きとれたんですけど、そういうことじゃなくて。

與谷充指導主事

徹底はしますが、引き続き調査はしていきます。

教育長

調査はしていくんですけども、そういうことはもうたぶんないはずやもんで。

與谷充指導主事

ゼロというふうに認識をしております。

教育長

そうならないように、該当の11校かな。

與谷指導主事

1年生が全員加入というのが10校、3学年とも全員加入というのが3校ありますが、そちらの学校にはすべて任意加入になるように徹底していきます。

教育長

他の学校も併せて、徹底するということですね。

#### 【採択】

—全委員が本請願の一部採択及び一部不採択を承認する。—

#### ・審議事項

#### 請願4 部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願について（公開）

（野口教職員課長）

請願4 部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。令和4年3月11日提出 三重県教育委員会  
教育長

4ページをまずご覧ください。これが請願書の写しです。請願者は記載のとおりでございます。

「1 請願の要旨」です。請願者は、学校長は部活動指導のための超過勤務命令を行うことができず、教職員を部活動顧問等に一方的に何の根拠もないお願いで割り当てることを委嘱というふうに表現をしております。そのうえで部活動顧問の委嘱のあり方について次の3点を請願の要旨としています。部活動顧問等の委嘱にあたり、各教職員に対して部活動顧問等をするかどうかの意向を確認すること。部活動指導することを望まない教職員には部活動顧問等に配置しないようにすること。その見直した考え方について三重県内全市町教育委員会に示すこと、ということです。

「2 請願の理由」です。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法、それと県の勤務時間等の条例によりまして、教職員には原則的に超過勤務を命じられないことになっているが、日々長時間過密労働をしている現状と。

2行下のところですが、このことに加えまして、教職員は部活動顧問に強制的に割り当てられ、週休日を含め、過重労働を余儀なくされてしまうことが少なくないと。したがって、部活動顧問等への就任強要は包括的職務命令に基づく違法行為となる可能性が高く、部活動顧問等への就任を職務命令することができず、一番下の行になりますが、「しない」という選択肢を与えられないまま、部活動顧問等をする前提の運用は、給特法等の趣旨に反した大問題であるというふうに述べられています。具体的には、校内人事希望調書の中に部活動顧問等をするかどうかの意向を確認する欄を設けて、部活動指導することを望まない意向を示した教職員には、部活動顧問等に配置しないようにすることが必要であるというふうに述べられております。

続いて1ページにお戻りください。1ページに請願文書表がございます。請願に対しての教育長の意見を、一番右の欄に記載してありますので読ませていただきます。中央教育審議会の答申におきまして、「部活動は教育的意義が高いというふうに指摘されているが、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要である」ということが述べられております。また、中学校や高校の学習指導要領によりまして、「部活動は学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」というふうになっております。このように教育的意義が高いとされている部活動は、学校教育の一環として目指す資質・能力の育成に資するため、教育課程内外の学校教育活動との関連を図り実施すること、というふうにされております。こちらは2ページでございます。それで、「また」以下のところですが、スポーツ庁がガイドラインにおきまして、「運動部顧問の決定に当たっては、他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に対する体制の構築を図る」というふうにあります。このことをふまえて、顧問の配置につきましては、これまでと同様、他の公務分掌等を含めて適切に決定していくこととします。

こうした中、勤務時間外に学校教育の一環として行われる部活動指導については、校長のリーダーシップのもと部活動顧問とともにガイドライン等に則り、適切な休養日や活動時間の設定、参加する大会の精査等を行うことにより、学校による働き方改革を進めてまいります。

それから教育委員会におきましても、教員の勤務負担の軽減に加え、生徒への部活動指導の充実の観点から、部活動指導員の活用を積極的に行うこととか、合同部活動を行う地域部活動がございますけれども、合同部活動の実施などについて研究を行うなど、持続可能な運営体制の構築に向けて部活動改革を進めていくことをします。

以上により本成果を不採択としたいと考えております。以上です。

#### 【質疑】

教育長

請願4はいかがでしょうか。

富樫委員

この大原さんが書かれている、5ページですかね。校内人事希望調書というのが通常

各学校で行われていて、そこで部活動についての希望の欄が用意されていて、「空欄・斜線は一任とみなします。」という文言が入ってるのが当然であるというようなことが書いてあって、要するに何も書かなければ一任っていうことですよね。この方は、要するに希望しないということを強く書きたいということなんですかね。

水谷班長

この校内人事希望調書というのは、学校独自の様式でありまして、県の方で一律のものではありません。それで、学校によってはやっぱり部活動顧問を全員割り当てないことには、部活動自身が回っていきませんので、書かない人は一任とみなしますというような運用をしているところはあるようです。

富樫委員

希望しないと書いたとしても、やはりそれを各一人ひとりがどこかの顧問を持たないと回らないという実情があるわけですよね。

水谷班長

そうですね。部活動と申しまして、運動部の活発に活動するところから、文化部の週1回ぐらいの活動の部活動もありますので、そのあたりは校務分掌との関連も図りながら、校長が適切に把握しながらですね、割り当てているところではあります。

#### 【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

#### ・報告事項

##### 報告1 三重県教育委員会における障がい者雇用について（公開）

（野口教職員課長説明）

報告1 三重県教育委員会における障がい者雇用について

三重県教育委員会における障がい者雇用について、別紙のとおり報告する。令和4年3月11日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

1ページをご覧ください。障がい者雇用の概要についてでございます。教育委員会では、令和2年3月に策定した「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」に基づきまして、障がいのある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

「2 現状」のところ、（1）雇用率です。6月1日現在、推進計画の目標が2.5%としております。法定雇用率に合わせて、今2.5%としておまして、雇用率は、2.65%ということになっております。（2）のところ、次に定着率です。令和2年度の常勤職員の1年経過時点における定着率は教員、小中学校事務ともに100%となっております。一方で非常勤については、イの表で学校業務支援員等が80%、非常勤実習助手が75%でございます。

次のページをおめくりください。令和4年度以降の目標についてでございます。現在



の推進計画では、令和2～3年度の目標を設定しておりまして、その後は国の動向や、県教委の状況をふまえて、新たに目標及び実施期間を設定することとしております。このため、令和4年2月に三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム会議を開催し、令和6年度までを計画期間とする新たな目標を以下のとおり設定しました。雇用率の方が、令和6年6月1日時点で2.7%ということでございます。これは令和3年の実雇用率をふまえて雇用拡充に向けた取組を引き続き推進し、3年間で0.05ポイントの上昇をめざして設定しております。それから(2)の定着率は、これまでの目標と同じく、100%ということでございます。説明は以上です。

「4 今後の取組」です。「障がい者雇用トータルサポーター」によるサポート体制の整備とか、所属長等への研修による理解促進、それから障がいのある職員がその能力を発揮し、長く活躍できる職場環境づくりを進めて参りたいと考えております。

次のページ以降でつけてあるのは推進計画でございます。新しい目標に書かさせていただいたものでございます。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

富樫委員

令和3年が2.65%ということで、この内訳は、常勤・非常勤の内訳をお聞きしたいのと、そもそもその2.65は常勤・非常勤を問わないで2.65%ということでのよいのかということ。それからその内訳。それからあと、離職がやはり非常勤の方はちょっとあるということで、何か理由がもしあるようでしたら、お聞かせいただきたいなと思います。

野口課長

まず常勤と非常勤とこれ両方合わせております。常勤と非常勤とそれぞれ数え方がありまして、それぞれの決められた数え方でもって数えております。例えば、重度の方で常勤ですと2級以上、1級2級の方は、二倍で2人分として数える。普通の3級とか4級の方が1として数えると。次に、短時間の非常勤の方は、重い方については1人分で数えるんですけど、普通の方は0.5人分で数えるとか、そういうような数え方でもって、算定をしておりますので、常勤も非常勤も、両方加味して出させていただいている数字とお考えください。

それから離職の理由でございますけれども、こちらは、常勤は辞職はなかったのですが、非常勤の方は特に精神障がい者の方とか、中にはいらっしゃって、そういう方がちょっと他の方に比べると、少し離職率が高いなというところも傾向としてはございます。事情を聞くと、これは精神障がい者の方だけじゃないんですが、持病でもって仕事なかなか続けられないとか、就いてみたけどちょっと仕事が合わないというような方が、離職されるというようなケースがございます。以上です。

教育長

その病気がある人への職場でのフォローとか、教育委員会全体での取組ってというのは、具体的にしているのがあれば説明してください。

野口課長

トータルサポーターってというのは教育委員会の事務局で、教職員課で1人雇っておりまして、障がい者の雇用についてのいろいろ専門的な知識とか経験を持った方なんですけれども、学校に赴いて、いろいろその方だとかあるいは所属長だとかにヒアリングをして、アドバイスをさせていただいたりとか、何かお仕事を続けていくにあたって、こういうふうにした方がいいんじゃないかというようなところの話し合いをして、なるべく早めに課題をつかんだりとか、そういうことをさせていただいているところでございます。

教育長

あと、病気があって、例えば服薬が必要であったり、定期的な通院が必要な方については、各所属において、そのあたりの聴き取りをさせていただいて、業務をきちんとその部分に対応していただけるように配分をしたり、ということしてるっていいことではないですかね。

富樫委員

非常に丁寧なされてるなっていうような印象を持ちました。

野口課長

ある程度学校で障がい者の方がいらっしゃる場所には所属でそういうサポーターみたいな位置付けでさせていただいてるところです。

大森委員

国がいつもこういう数値目標を出してくるとあれなんで、どこの事業所も抱えている問題だと思うんですけど、これ前年比何ポイントアップっていうのを求められてくると、行き着くのは何年かかかるとすごい数になって、省エネの時は全部電気消さなあかんのちゃうみたいになるし、今回の雇用者の方、2.7ってことなんですけど、もうちょっと長いスパンで、例えば3年ってなってますけど、10年単位とかでも出してもらったほうがいいのかな。そうせんと隔年ごとでやっていくと、扉開けるとこれ1割2割採る、何十年すると人おらへんのに何この数値ということも起きてくるので、実態に合った数値というのは今後ちょっとまた参考にでも考えてもらえるとええのかな。これは私たちも事業所で同じことが起きてて、上がっていけば上がっていくほど、数字は上げていかないといかんのだけど、じゃあ実態とあっているのという問題もあるので、ちょっとその長いスパンでの数値っていうのは、将来的に出してもらおうとありがたいかなと思います。

野口課長

今回は令和2年3月に作ってから2年間としていました。国が指針でもって、期間を5年までに大体定めましようっていうのがあって、今回は、その残りの3年ということなんですけれども、次回の検討の際には、そういう長期的な視野を持って、ちょっと10年とできるかどうかはわからないですけども、考えていきたいと思います。

大森委員

数字だけが走って、現実的には合わないことが多分これからよく起こってくると思うんで、検討してもらいたいと思います。

教育長

若干補足させていただきますと、障がいのある方の働くっていう部分については、国全体でそうなんですけれども、まず、身体障がいの方を中心に取り組んできたっていうのがありますけれども、その中でも、やっぱり重度の方であったり、なかなか身体に障がいのある方は、特に通勤が難しいという状況があるんですけども、そういった部分を、やっぱり何とか改善して、少しでもその障がいのある方が、どんな形にしる働いてもらえるような環境づくりとか、そういう職場を作るとかっていうことと、あと精神的な障がいのある方、知的の障がいのある方についても、障がい者雇用率の対象にもなりつつあるということもあって、そういった多くの障がいのある方が、我々学校とか事務局が率先して活躍してもらえるような形で、中期的、1年2年のスパンっていうのはあるんですけども、そういうことで全体としては進めていきているということでもいいですよ。あと、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・報告事項

### 報告2 技能教育施設の指定内容について（公開）

（井上高校教育課長説明）

報告2 技能教育施設の指定内容について

技能教育施設の施設内容について、別紙のとおり報告する。令和4年3月11日提出  
三重県教育委員会事務局高校教育課長

まず、2ページをご覧ください。技能教育施設についてですが、学校教育法において、高等学校の定時制または通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設、指定技能教育施設と言いますが、ここで教育を受ける場合、その施設で受けた学習を高等学校の教科の一部の履修とみなすことができるとしています。学校教育法施行令第34条第2項に、指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の変更をしようとするとき、施設指定教育委員会に対し、指定の変更を申請しなければならないと定められています。また、技能教育施設の指定の申請等に関する規則において、指定の変更を申請しようとする者が、教育委員会に提出する事項の中に、指定希望科目の内

容の概要を記載した書類とあります。

1 ページに戻っていただきまして、「技能教育施設の指定内容の変更について」をご覧ください。令和4年度から年次進行で段階的に実施される学習指導要領の改定によって、科目名の変更があったり、科目名は従前と同様であっても、指導項目の内容に変更があるため、技能教育施設として指定している学校法人古川学園中部ライテクビジネス専門学校および学校法人早稲田大阪学園向陽台総合学院から技能教育施設に係る指定希望科目の変更申請書が提出されました。

表の下段ですが、ビジネス基礎については、指導項目をお示ししましたが、このように科目名は同様でも、指導項目に変更があります。2校から提出された変更申請書を受理いたしましたので報告いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

##### 報告3 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

報告3 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について、別紙のとおり報告する。令和4年3月11日提出 三重県教育委員会事務局教育政策課長

1枚おめくりください。全日制高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会が平成30年2月にまとめた提言をふまえ、年度ごとに公立高等学校協議会で協議をし、策定をしているところです。この提言につきましては、期間が本年度までであることから、次年度に策定をする令和5年度から9年度までの公私比率等について現在部会を設置して検討してきたところです。

この協議を6回にわたり行ってきた結果、以上のようにまとめました。2をご覧ください。この公私比率ですけれども検討の内容としましては、この公私比率に加えて、さらに、全日制計画進学率、こちらは全日制の高等学校への進学者の割合でございまして、募集定員を策定する上で使用している数値でございます。また、生徒の地域間の移動状況であるとか、あるいは県立高校の再募集等についても、こちらで検討をしたというところでございます。

このことにつきましては、部会の検討結果を別添資料にまとめました。部会としてまとめたとところです。

別添の資料をご覧ください。大きく構成をご説明させていただきます。1ページのところ、こちらは経緯をまとめた上で、2番のところからはこれまでの募集定員の策定に係

る検証ということでまとめさせていただきました。1枚めくっていただきますと、2ページ、3ページのところでは、この検証を県全体の状況としてまとめたところがございます。そして、4ページ以降につきましては、4、5、6のところまでは、これをさらに地域ごとに落とし込んで実際に募集定員の策定に向けて、このような状況であったという検証になっております。この4から6ページにかけては、地域ごとに県内を6地域に分けて、検討したところがございます。そして、6ページの下のところ、ここが最終的な公私比率等をまとめたところになりまして、6ページの下のところから、7、8というふうにまとめたところですよ。9ページ以降は検討に使用した資料というふうになっているところですよ。

では、元の資料にお戻りいただいて、まとめを説明させていただきたいと思います。では元の資料、「主な内容」以下をお願いします。令和9年3月までの5年間の計画になりますので、そのところまでの生徒の状況を勘案すると、千人ほど中学校の卒業者が減少するということが見込まれています。そうした状況をふまえながら、今後も中学生の進路保障の観点を重視しながら、さらに県民の理解が得られるよう、募集定員を策定するということを考えました。

その上で、以下の3点を大切なこととしてまとめました。まず一つ目のマルのところでは、生徒の増減予測、あるいは進路状況も検証しながらなんですけども、さらに社会の変化とかに柔軟に対応する必要がございますので、毎年度丁寧に検証を行いながら、策定していくことが必要であるというふうになりました。二つ目のところは、県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを、公私双方がしっかりとしていく必要があります。さらにその中で、生徒の減少にも適切に対応していく必要がございますが、そうしたことを考えた場合には、公私比率につきましては、確定的に定めるものではないものの、方向性を明らかにしていく必要があるというふうにまとめました。そして三つ目のマルでは、県立高校につきましては、県内の広域にわたって学校を設置しながら、さらに、普通科、専門学科、総合学科など、多様な選択肢を可能としているという役割があります。また、私立高校につきましては、個性豊かで特色ある教育活動、これをしているというところがあることから、公私で担うべき役割や特性、それぞれありますが、やはり公私が協調しながらしっかりと協議を行って、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要があるとしました。

おめくりください。そうしたことをふまえたときに、地域ごとの子どもたちの増減の状況とか、あるいは県立私立の学校の設置数、あるいは学校規模、中学校の進路状況などいろいろ異なる状況がありますので、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪、それから伊賀では現在と大きく変わらないように策定されることが適切であると。尾鷲・熊野の地域については私立がございませんので、県立のみということになります。そしてこの結果、県全体の公私比率については、正確に予測することは難しいものの、令和9年度には、県立が74.0から74.5%程度、私立が26.0から26.5%程度になることが見込まれるというふうにまとめたところがございます。

(2)です。全日制の計画進学率については、こちらは現在、中学校3年生の12月希望調査の5ヵ年平均を使用しておりますが、計画の進学率と実績進学、これは実際に入

学した人数の割合になりますが、この差が以前より大きくなっていることをふまえ、令和5年度以降、この計画進学率については、1年から3年までを進路希望調査の値、それから4年から5年前のところ実績進学率を使って5年平均とするということを考えました。ただし、令和5年度から7年度までの3年間につきましては、1年から4年前の進路希望状況調査の結果、5年前を実績の進学率を使うというふうに考えました。

(3)です。地域間の移動状況についてですが、こちらのところについては、丁寧に検証しながら、子どもたちはやはり希望する学科や学校の特色、通学の利便性等も考慮しながら、地域を越えて移動しているという状況を再度確認したところで、これまで同様生徒の移動状況をふまえながら、最終的には公私それぞれが学校別募定を作っていくということを確認しました。

(4)です。県立高校の再募集につきましては、県立高校は前期試験、後期試験2回の選抜があり、合格者が入学定員に満たない学校では再募集を行っているところです。この再募集につきましては、中学生の進路選択の機会のひとつにはなっているものの、私立高校においては、新年度直前に入学辞退者が出るということも、やはりこうしたことを、令和4年度に開催予定の「入学者選抜制度検討会」に再募集の検討を申し入れるということとして整理しました。

今後の対応ですが、部会から3月25日に開催される公私協に、このことを提言として報告をし、公私協では部会の提言を受けて協議しその結果をふまえ、令和5年度以降の募集定員の策定ということで考えております。

報告は以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

富樫委員

別添資料の11ページに、中学生の進路希望状況が書いてあるんですけども、この公私比率が公立のほうが減って、私立の方が増えて、今後も令和9年の推定値書かれてましたけれども、増えていくというその大きな理由としては、こういった中学生が全日制の県立高校に進みたいという希望が少なくなってきたということが理由なんですかね。

大屋課長

このことは、実は、説明が不足して申し訳なかったんですけども、地域ごとに、公立と私立というのがそもそもございまして、公立と私立の学校数とか、学校規模が違います。そうしたときに、例えば、地域単位で考えたときに、ある一定程度子どもが減っていくわけですけども、全体として、募集定員を減らさなければならない、その時に、公立と私立を例えば同じ割合で減らしていこうと考えたときに、やはり地域によって、私立学校の数とか、学校規模が違いますので、どうしても私立よりも、県立の方が減を持たなければならない状況というのでも生まれてきます。それを積み上げていくと、全体として減

っていくということになりますので、そういうふうな考え方で整理をしたところでございます。

#### 富樫委員

この全日制の県立高校への希望が減っているのはなぜなのかなってというようなのが、例えば平成30年の12月ですと74.7%あったのが70.8%に減ってきてるっていう、5%ぐらい。

#### 大屋課長

その部分の一つの意見として出てきましたのは、実は令和2年度から就学奨学金、私立学校の方で、590万円以下の収入のところについては、授業料が無償という形になりまして、このことも、一つの影響にはなっているというふうには考えているところでございます。

#### 富樫委員

魅力が低下してるとかそういうことでは決してないということですね。わかりました。

#### 大森委員

委員として要望になるんですけど、僕は大学の教員やって経済学の専門なので、競争することのほうが質は上がると思うところがあって、こういう公私比率をやるっていうのは、ある意味談合的などころがあって、競争を抑えることになってると思うんです。とはいえ、中学生の進路保障をするという意味では必要なもので、2ページに書いてもらったように、何度も見直していくということが大事なんだと思うんです。それで、要望っていうか、今回、この公私になるといつも思うんですけど、こういう比率を決めてしまうと、どうしても何もせんでも学生が来る、生徒が来るという発想が生まれる可能性は高くなってしまいます。なのでここでちょっと論点がずれるかもしれないんですけど、私は私学も同じように私学課を通じてお願いしたいんですけども、お互いに高められる教育の質を高める努力は続けて欲しいなど。例えば、ちょっとこの1年本当に、教育長よくあれですけども、懲戒処分が非常に多かったり、私立高校の場合はそれを発表しなくてもいいとか、そういうこともあるわけですよ。そうするとこういうところで、何か不公平があったりするんで、これをやるということはある程度公平に、私学も公立も、いい意味での競争ができる条件は、お互いに情報交換していかなあかんのと違うかなと思います。なので、これを決めたから、片方は真面目に、法律の方は何があっても情報公開をして発表して、片方は黙っている。ちょっと悪い言い方になりましたけども、そういうこともあるし、それ以上にこういう比率が守られて職場が守られてるから何やってもいいやっていう発想じゃなく、お互いに教育の質を高めていくっていうことが大事な。で、ちょっと最近の三重のそういう進学状況を見てても、ちょっと大学の進学状況っていうのは、津高校見とってどうなのかなと思うところもありますので、そういった意味で、これが固まったからもうこれでええんやと思うんじゃないかと、さらにこれを、バネに競争してもらえたらなと思って、すいませんちょっと感想みたいになりますけども。お願いし

ます。

大屋課長

そのことについては、先ほど委員からありましたように、しっかりと公私ともに、切磋琢磨しながらということ、そして、実は今回提言をする時に、最終的な部会のところの最終回のところで、公私それぞれの委員から、最終的にやはり子どもたちのために良い環境を作らなければならない、そのためには、しっかりと切磋琢磨もしながらですけども、環境を作っていくということを確認しながら、今回、提言をまとめさせていただきました。このことについては、親会の公私協、この後報告をさせていただきますし、そこでももちろん確認をさせてもらうとともに、毎年度行われる協議についても、そのことをしっかりと確認しながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

栗須委員

ちょっと話が戻ってしまうかも知れないんですが、私も今、大森委員のお話を聞いていて、いわゆる切磋琢磨して競争して頑張っていくっていうところに、大きく同調させていただくんですが、せつかくこの公私の比率などを、ものすごく丁寧に検証されて、いろんな対策もとられて、3年後、5年後、必ずいい方向にということなんですが、やっぱり今、大森委員もおっしゃられたようなことをお聞きしてた時に、ちょっとこの請願3のところに戻ってしまうんですけども、そんなにいわゆる強制的に部活動を入りなさいっていうことがいけないことなのかなっていうところ。だから、しっかりした子どもたちの教育をするという部分に向かっていかなければならないのに、やっぱりこう事務的であったり、数字的であったりするもののほうが、ちょっとこう優先されていくような、きらいがあるんじゃないかなというところをちょっと感じてしまうんですね。この請願3の教職員ユニオンの大原さんのお書きになっておられる中に、4ページの中に、多様性っていうことは非常に大切だと思うんですが、「部活動をやるにしてもほどほど楽しむ」という言葉が出てくるんです。やっぱりあの子どもが社会に出てくる一歩手前のところで、ほどほどに楽しむということも大切なのもかもしれないですけども、大森委員は今、経済学のお立場からお話をされましたけども、私企業人からの立場からお話をさせていただきますと、社会に出てくる一歩手前で、ほどほどに楽しむということをしつかりと覚えた子どもたちが、社会に出てきては、社会に出しては、やっぱりその子どもたちの将来の幸せに繋がっていかないのではないかなということがどうしても私はやっぱりこの言葉に引っかかります。この請願を出された方に喧嘩をしてはいけませんし、ご理解というところになろうかと思いますが、そういうことを本当に子どもたちの学ぶこと、教育、自分のために、仲間のためっていうところをしつかり学ばなければならない時期に、ほどほどという言葉が使われる方が、いらっしゃるのは非常に残念だなというところなんです。ちょっとお話の論点が全くずれてしまったかもしれないんですけど、一生懸命こうやって子どもたちをなんとかいい教育を受けさせる時間だっていうところを、行こうとしてるときに、非常にちょっとこの、片や強制的なことはやめましょう、それは大事なことだとは思ひます。やはり、ある意味強制的な部分があるところも校風である



と思うんですね。だからやはりそういうことももしかすると、あの学校はやめとこう、こっち行こうっていうことのところを、もう少しお調べになっていただいて、学校が少しやっぱり子どもたちのためになるんじゃないかなという、これは私の大変私見でございますが、お願いしたいなということでございます。大変失礼いたしました。

#### 上村副教育長

ありがとうございます。すべてに関わるようなご意見をいただいたというふうに思いますけれども、部活についても、例えば学校が、文武両道とかっていうような校訓をおいてるところって結構多いんですけれども、今委員おっしゃっていただいたような、お考えに基づいて、それが子どもの心身をきちんと鍛えることに繋がるんだっていう考え方のもと、そういうふうにしてるところが多いと思います。それで、それぞれの学校が特色を出して、学びの進学校から、そういう行事に重きを置く学校からっていう、それが大事であると思ってまして、それをするためには一定、学校の規模っていうのも、ともに学ぶ場合っていう状態が特に高校の場合、非常に大事な3年間だと思っておりますので、そういう状況を作るっていう意味で、今並行して、学校の今後の活性化計画っていうのを作ってるわけですが、そういう中でやっているというところが一方ではございます。あともう一つは、それぞれの学校は、やっぱり特色っていうか自分がどのような学校の役割、高校の役割っていうのを意識して、学校運営していくかっていうことが問われてまして、それは今回の方針でも、スクールミッションっていうのを定めて、それに基づいて、スクールポリシーっていうのを考えて、それをPRして、外にも見えやすくなるような形で、入ってくる、つまり選んでもらう保護者や生徒にも、しっかりそこを意識したうえで、学校を選んでもらいやすいように、これはもう公私ともにですけれども、そういった意味で、今前段でお話がありましたように、私学の場合は建学の精神等々で、そういった方向性っていうの、ある意味、打ち出しやすいところがございますので、そういったところと、あと県立の方も、その活性化の部分というので、より、公私双方が、今言っていたように切磋琢磨して、生徒にとって一番自分に合った学校、学びたい学校を選んでもらえるような状況っていうのをつくれるようにしていくっていう考え方のもと、今回この提言もまとめたというふうに思っておりますので、さらにそういうところをやっていききたいというふうに思っています。

#### 富樫委員

県立高校の再募集について、入学者選抜制度検討委員会のほうに検討を申し入れるというふうに書いてあるんですけれども、ぜひこれここにも書いてありますように、中学生の進路選択機会が減る可能性にもつながりますので、県民の皆様のご意見をよく聞いたうえで進めていただければと思います。

#### 大屋課長

わかりました。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第45号 専決処分の承認について（令和3年度三重県一般会計予算（第20号））  
（公開）

（石井教育財務課長説明）

議案第45号 専決処分の承認について（令和3年度一般会計予算（第20号））

令和4年2月25日急施を要したため、別添のとおり令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求め

る。

提案理由

令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）について、地方教育合行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項よりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりください。2枚目をご覧ください。令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）について、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨の回答です。裏面は、知事からの意見照会文書です。

3ページをご覧ください。今回の補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正では、補正額の合計欄にありますとおり、総額で10億2,119万4千円の減額を行うものです。

4ページをご覧ください。補正予算の主な内訳を整理しております。まず、教職員の退職手当につきまして、再算定を行いました結果、教職員退職手当で2億4,836万1千円を減額します。次に、教職員の人件費につきまして、再算定を行いました結果、小学校人件費で1億4,403万6千円を、中学校人件費で8,924万2千円を、高等学校人件費で4,887万9千円を、特別支援学校人件費で2,943万7千円をそれぞれ減額します。

次に、退職手当および人件費を除く主な事業について、ご説明申し上げます。4ページの上、教育総務費において、高校生等教育費負担軽減事業費は、高等学校等就学支援金および高校生等奨学給付金の実績見込の精査により、8,884万1千円の減額、中ほどの高等学校費において、校舎その他建築費は、入札差金により工事請負費等で

5,220万7千円の減額、特別支援学校費において、特別支援学校施設建築費は、入札差金により委託料等で、3,939万3千円の減額、社会教育費において、受託発掘調査事業費は、国等からの受託事業の減少により委託料等で5,083万円の減額、保健体育費において、運動部活動支援事業費は、PCR検査を義務づけられた全国大会等に生徒や教職員が参加する場合の検査費用として481万6千円の増額をするものです。

説明は以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第45号はいかがでしょうか。

富樫委員

素朴な疑問で申し訳ないんですけども、これ10億ぐらいの補正ということで、これは私が今回初めてなものですからお尋ねしたいんですけども、毎年このぐらい補正で、当初から多く積んでおいて、毎年10億ぐらい返すっていうか、そういうような形なんでしょうか。今年が特殊なのか。

石井課長

大体これぐらいの補正となっております。

富樫委員

そういうものなんですね。わかりました。かなり大きな額なんで。

教育長

人件費自体が、大体1,000億ぐらいでしたか、小中学校も県立学校も含めて1,000億ぐらいありまして、それで12月補正のときに一度、増減を見込んで精査をするんですけども、今、最終で、実績とそれからあと残り3ヶ月の見込みっていう形でさせていただいて、どちらかという減額になることが多いという状況がございます。

#### 【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

#### 議案第46号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案（公開）

（青木福利・給与課長説明）

議案第46号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案について、別紙の通り提案する。令和4年3月11日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これがこの議案を提出する理由である。

1ページが規則案となっておりますけれども、2ページの規則案要綱で説明させてい

たきますのでそちらをご覧ください。

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案要綱

「1 廃止理由」公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項から第4項までに規定する住居手当の経過措置の終了に伴い、関係規則を廃止するものである。

「2 施行期日」令和4年4月1日

今回廃止する規則につきましては、令和3年4月1日の住居手当の条例改正に伴う経過措置の規則となっております。経過措置の内容につきましては、以下参考に記載してありますとおり、条例改正に伴いまして、住居手当が減額された職員について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は、減額幅が最大2,000円となる経過措置を設けておりましたが、今年度いっばいで経過措置の期間が終了することに伴いまして、規則を廃止するものでございます。

1ページをご覧いただきたいんですけども、1ページが廃止規則案となりますけれども、「令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則は、廃止する。」とさせていただきます、附則において、廃止時期は令和4年4月1日から施行するとさせていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**【質疑】**

教育長

議案第46号はいかがでしょうか。

**【採択】**

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

**・閉会宣言**